

第16回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年10月29日(火) 午前9時～午前9時35分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1.2
3. 出席委員 14名  
会長 15番 重村 耕一郎  
会長代理  
委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子  
3番 山崎 忠茂 10番 中尾 隆  
4番 園山 秀国 11番 竹ノ内 春則  
5番 高橋 慶生 12番 興邊 雄次  
6番 前田 格男 13番 上水流 政俊  
7番 清水 隆一 14番 山口 華  
8番 萩原 とよ子
4. 欠席委員 1番 梶 重明
5. 議事日程
  - (1) 開 会
  - (2) 議事日程について
  - (3) 議事録署名委員の指名について
  - (4) 会期の決定について
  - (5) 事務局報告
    - ① 合意解約報告書 ( 9件)
    - ② 農地法第18条第6項の規定による通知について ( 1件)
    - ③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ( 5件)
  - (6) 付議事件及び順序について  
日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
  - (7) その他農政一般事項
  - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 局長補佐 管理調整係長 補助員

議長 長 それでは只今から、第16回湧水町農業委員会定例総会を開催します。

議長 長 本日の会議を開きます。

議長 長 本日は、椿代理より、所用のため出席できない旨の届出がありました。

議長 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、7番清水委員と8番萩原委員を指名します。

議長 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

事務局 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が9件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページになります。①合意解約申出書9件です。番号1。貸人、湧水町〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在 田尾原字堂ノ須〇〇田 〇〇㎡ 他1筆 計2筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、地目変更を行うため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年12月30日。番号2。貸人、湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、稲葉崎字大迫田〇〇田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年12月30日。番号3。貸人、湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、稲葉崎字大迫田〇〇田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年12月30日。番号4。貸人、湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、稲葉崎字大迫田〇〇田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡し時期、令和6年12月30日。番号5。貸人、鹿児島市 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在 川添字川原〇〇田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由 土地を贈与するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年12月30日。番号6。

貸人，湧水町田尾原 ○○○○。借人，湧水町恒次 ○○○○。土地の所在 北方字老神原○○ 畑 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和2年7月16日から令和7年7月15日。解約の理由 耕作者を変更するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和6年9月27日。番号7。貸人，霧島市 ○○○○。借人，湧水町恒次 ○○○○。土地の所在 北方字老神原○○ 畑 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和2年7月16日から令和7年7月15日。解約の理由 耕作者を変更するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和6年9月27日。番号8。貸人，湧水町北方 ○○○○。借人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在 北方字大牟田原○○ 田 ○○㎡ 他5筆 計6筆 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和5年5月1日から令和7年4月30日及び令和2年6月1日から令和7年4月30日。解約の理由 耕作期間を延長するため。利用権の種類，賃借権及び使用賃借権。土地の引渡しの時期，令和6年10月7日。番号9。貸人，湧水町川西 ○○○○。借人，湧水町川西 ○○○○。土地の所在 川西字迫田○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，平成28年3月28日から令和8年12月31日。解約の理由 耕作者の都合によるため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和6年10月9日。以上です。

- 議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
- 9 番 9番神掛です。耕作期間を延長するための解約理由がありますが，耕作期間は来年4月まではあるが，来年から法律が変わるから，今のうちに改めて契約をするということですか。その下の9番についても，同じような理由ですか。
- 事務局 後の基盤法の契約のところが出てきますが，今回たばこ耕作者に転貸をする関係で，一旦解約してから改めて利用権設定の契約を行うために，今回合意解約がなされたものです。
- 議 長 よろしいですか。
- 9 番 はい。
- 議 長 他にありませんか。他に無ければ，以上で合意解約申出書を終わります。
- 議 長 次に，農地法第18条第6項の規定による通知が1件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について。この規定については，農地法での賃貸借契約による合意解約に伴うものです。番号1。賃貸人宮崎県都城市 ○○○○。賃借人 えびの市 ○○○○。土地の所在，般若寺字中原○○ 地目は田 面積○○㎡ 外1筆 計2筆の農地です。解約

日は令和6年9月17日 解約の理由は土地を売買するため。権利の種類は農地法第3条と貸借のため今回合意解約が提出されたものです。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 無ければ、以上で農地法第18条第6項の規定による通知 を終わります。  
議長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が5件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出書が5件です。番号1。権利取得者、湧水町北方 〇〇〇〇。権利取得日、令和6年8月9日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方京田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、湧水町川添 〇〇〇〇。権利取得日、令和6年3月6日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川添馬場下〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡。外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者、霧島市横川町 〇〇〇〇。権利取得日、令和6年7月25日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田永尾〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡。外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者、宮崎県えびの市 〇〇〇〇。権利取得日、令和5年5月23日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場大坪〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡。外3筆 計4筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号5。権利取得者、湧水町木場 〇〇〇〇。権利取得日、令和6年6月24日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次米ヶ野〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議長 以上で、事務局報告を終わります。

議長 次に、付議事件及び順序について に移ります。

議長 日程第1、議案第154号 農業経営基盤強化促進法の資格審査についてを議題とします。まず利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 5ページです。日程第1 議案第154号。農業経営基盤強化促進法の資格

審査について。(1) 利用権設定です。整理番号1号から11です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 33,083 m<sup>2</sup>, 畑 4,030 m<sup>2</sup>, 小計 37,113 m<sup>2</sup>です。6 ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田が 21,060 m<sup>2</sup>。畑が 4,030 m<sup>2</sup>, 計 25,090 m<sup>2</sup>。次に使用貸借分の田 12,023 m<sup>2</sup>です。合計で田が 33,083 m<sup>2</sup>, 畑 4,030 m<sup>2</sup>, 合計 37,113 m<sup>2</sup>です。7 ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。

- 議 長 只今の説明について、ご質問ご意見等ございませんか。
- 議 長 なければ、私の方から1点。転賃があるのですが、基盤法の契約で転賃が可能なかどうか。
- 事務局 基盤法での転賃については、結論から言いますと可能でございます。基盤法の解釈の書籍によると、転賃については借主が貸主の承認を受ければ転賃をすることは問題はないということが記載されております。なおあまり好ましいことではないということですが、本来は解約してから新たな契約を結ぶということが筋ではあります。今回の場合はたばこ耕作に一時的な利用をさせるということですが、特別な場合ということで転賃をおこなっております。なお、この転賃については、当初契約の期間内であれば可能であるとの解釈になっているようです。このたばこ耕作での転賃については、この時期に毎年のように出てきている問題であります。所有者の了解を得たうえで、たばこ耕作者に転賃されているということですが、
- 議 長 不可能ではないということですが、県の指導では好ましいことではないということですので、好ましいことではないということは、しない方が良いということだと思います。まだ期間がありますので、合意解約をして新たに貸付をした方が良くは思うのですが、
- 事務局 別に問題があるわけではないので、転賃は法的にも認められたものでありますので、これまでこの方法でやってきておりますので、これからもこのような方法でやっていきたいと思っております。
- 議 長 それともう1件ですが、賃貸料が5万5千円と2万円があるのですが、この理由は。問題はないのですか。
- 事務局 地目が畑となっているところは2万円のみとなっており、水田でたばこを栽培する場合は、奨励金があるのでその分が3万5千円ですので、併せて5万5千円となっています。
- 議 長 問題はないということですね。
- 事務局 はい。
- 議 長 他にありませんか。

9 番 さっきの合意解約のところ、8番で6筆の解約があるのですが、それを再設定して、その中の1筆がたばこ耕作となるのですか。通常はその1筆だけをたばこ農家と契約するのではないですか。これまでも転貸があったと思うのですが、今回は件数が多いので目立ったと思うのですが、あまり転貸はないので、気になります。

事務局 基本は〇〇さんと〇〇さんの契約があって、今回その内の1筆についてはたばこ耕作者に転貸をされるということでございます。基本は、その契約期間である5年間のうち1年半程度を転貸することになるのですが、たばこ耕作については3年間のローテーションを組まれて、今回たまたま1筆がたばこ耕作を希望する圃場になったということで、本来ならば借主が水稻を栽培する予定であったところが、このローテーションに当てはまったものですから、今回たばこ耕作に転貸という形をとらせていただいています。以上。

議 長 よろしいですか。

9 番 いいです。

議 長 他にありませんか。他にご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号11号については承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号11号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、利用権設定の審査を終わります。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号から整理番号3号について、事務局の説明を求めます。

事務局 5ページです。地区別集計表の真ん中です。合計だけ申し上げます。田が3,148㎡、畑が2,995㎡ 小計6,143㎡です。続きまして、12ページをご覧ください。議案第154号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(2)所有権移転の部です。整理番号1。土地の所在 鶴丸字谷口〇〇 地目は田 農振内 面積が〇〇㎡。渡人、熊本市〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡です。利用目的は水稻。売買価格は8万円。移転時期、引渡時期は令和6年10月29日。受人は認定農業者です。次に整理番号2。土地の所在 川西字前畑〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡。利用目的は水稻。売買価格は25万円。移転時期、引渡時期は令和6年10月29日。受人は認定農業者です。次に整理番号3。土地の所在 木場字鎮守原〇〇 地目は畑 農振内 面積が〇〇㎡ 他1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡。渡人、霧島市 〇〇〇〇。受人、湧水

町木場 ○○○○。経営面積○○㎡です。利用目的は野菜。売買価格は全部で50万円。移転時期，引渡時期は令和6年10月29日。受人は認定農業者です。以上です。

議長 それでは、まず整理番号1号について審査します。整理番号1号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6番 6番前田が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第154号整理番号1の現地調査の報告をいたします。申請地，申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号は調査委員の報告は承認相当ということですので。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号1号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。

議長 次に、整理番号2号について審査します。整理番号2号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

5番 5番高橋が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第154号整理番号2の現地調査の報告をいたします。申請地，申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ，4ページ，5ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号は調査委員の報告は承認相当ということですので。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号2号の所有権移転の資格審査については、

承認することに決定しました。

議長 次に、整理番号3号について審査します。整理番号3号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

4番 4番園山が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第154号整理番号3の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページから8ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号3号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。

議長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。  
(なしの声あり)

議長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第16回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前9時35分